

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本車いすカーリング協会（以下「当法人」という。）定款に定めるもののほか、当法人の組織及び事務処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（組織及び職員）

1 当法人の組織は、次のとおりとする。

（1）理事会

理事会の下部機関として委員会を置く。

（2）事務局

2 事務局には事務局長を置く。

3 事務局には事務局員を置くことができる。

4 業務上必要あるときは、前項の事務局員のほか、臨時職員を置くことができる。

第3条（事務分掌及び決裁）

1 会長、副会長、専務理事、理事会、各委員会、事務局の事務分掌は、別表のとおりとする。ただし、会計に関する決裁権限及び各委員会の所管業務に関しては別に定める規程による。

2 会長が事故その他の理由により不在となった場合、副会長が会長代行としての職務を遂行する。副会長も事故その他の理由により不在となった場合は、理事会において理事の中から会長代行を選任し、会長としての職務を遂行させることができる。ただし、定款35条2項に定める場合を除く。

3 事務局員は、事務局長の命を受けて担当事務を処理する。

第4条（文書の取扱い）

1 文書に付する記号は「JWCA 第〇〇〇〇-〇〇〇号」とする。

2 文書はすべて正確かつ迅速に取扱い、常に整備して事務能率の向上に努めなければならない。

3 文書の取扱いに関する主任は、事務局長をもって充てる。

4 文書の処理に関する年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

5 文書は、法令、定款その他別に定めのあるもののほか重要度に応じて保存期間を次の4種に区分するものとする。

① 第1種 永年

② 第2種 10年

③ 第3種 5年

④ 第4種 1年

第5条（公印）

当法人の公印の管理は、事務局長が事務局において行う。

第6条（規程の変更）

本規程の変更は、理事会の決議による。

附 則

本規程は、2019年3月4日から施行する。

2019年11月5日改定

(別表) 第3条第1項関係

●: 執行 ○: 起案 ◎: 決議・承認 □: 報告 △: 情報共有

事務の種類	職務権限事項	アスリート委員会	指導普及委員会	競技委員会	医科学委員会	強化委員会	総務委員会	事務局	専務理事	副会長	会長	理事会
管理	(1) 協会方針	△	△	△	△	△	△	△	○	□	□	◎
	(2) 協会事業計画	△	△	△	△	△	△	△	○	□	□	◎
	(3) 協会予算	△	△	△	△	△	△	△	○	□	□	◎
	(4) 協会決算	△	△	△	△	△	△	△	○	□	□	◎
	(5) 協会事務の 進行管理						△	●	◎	□	□	△
	(6) 協会事務執行 方針						△	○	◎	□	□	△
	(7) 理事会の議決 を要する事項	△	△	△	△	△	△	△	○	□	□	◎
	(8) 理事会へ提出 する資料	△	△	△	△	△	△	△	○	□	□	△
	(9) 規程の制定 及び改廃							○	△	△	△	◎
人事	(1) 職員の任免							△	○	□	□	◎
	(2) 職員の昇級の 決定							△	○	□	□	◎
	(3) 有給休暇の承認							◎	△			
	(4) 時間外勤務、 休日勤務、出張の命令							◎	△			
	(5) 勤務時間、休憩時間等の割 り振り							◎	△			
	(6) 外部研修会及び外部講習会 等への派遣							◎	△			
	(7) 強化指定選手の任免、評価						○	△	△	△	△	◎
事業執行	(1) 協会主催事業							●	○	□	□	◎
	(2) 後援事業							△	○	□	□	◎
総務	(1) 外部団体との 連絡及び調整 等						△	○	△	△	△	△

	(2) 寄附金及び寄附物品の受領及び処分						△	○	△	△	△	◎
	(3) 諸会議に関する事						△	●	△	△	△	△
	(4) 情報公開に関する事						△	●	△	△	△	△
	(5) ガバナンスに関する事						●	●	●	●	●	●
競技力向上	(1) 上部団体への加盟申請に関する事	△	△	△	△	△	△	○	□	□	□	◎
	(2) 強化事業計画	△	△	△	△	○	△	○	□	□	□	◎
	(3) 補助金交付申請・請求に関する事	△	△	△	△	△	△	○	□	□	□	△
	(4) 強化事業実施に関する事	△	△	△	△	●	△	●	□	□	□	△
契約締結	・契約の締結						△	○	○	□	□	◎